

売春をなくすために

—— 相談のてびき ——

労働省婦人少年局

目 次

はじめに

1. 売春防止法とは (1)
 - 1) 売春防止法制定までの経緯 (1)
 - 2) 売春防止法 (全文) (2)
2. 沖縄における売春防止法施行まで (12)
3. 各省庁の売春関係業務について (12)
4. 売春対策本部とは (15)
5. こんな場合には (17)
6. 更生の事例 (28)
- 付 1) 主な関係法律 (32)
 - 2) 関係機関等所在地一らん (33)

はじめに

沖縄の復帰は、まことによることばしいことでありますが、長年にわたり、本土の行政と隔絶していたために、国としても、また沖縄県自体としても、新たに行政を開始あるいは強化しなくてはならないことが少なくありません。

ことに、売春問題については、本土において行なわれてきた行政をさらに強化実施してゆく必要性を痛感しているところであります。

もとより売春は、社会的にも人間的にも、本来の姿に反するもので、沖縄になお売春が残っていることはきわめて残念なことです。

売春行為は、金銭を得る手段として身体を供するということにより、心理的生理的影響を本人に与えないはずがありません。

売春を必要悪としてみとめたり、やむをえないものとして黙認することは、女性の人格、人間としての権利を犯しふみにじることを認めることとなります。まして他人に売春をさせて利益を得る行為は、法をまつまでもなく、許されない行為といえましょう。

さらに、売春が性病の温床になること、暴力をはびこらせ、風紀を乱し、そして次の世代をになり青少年に対し、悪い影響を与えるなど、売春が社会的にもたらず罪悪は小さくありません。

このような社会悪である売春を沖縄からなくし、正常でない境遇にある不幸な女性が明るい生活をとるもどすことをねがい、そのために努力されている方々のためにこの手引を作成いたしました。そのご活動にお役に立てば幸いです。

なお、この手引作成にあたり、関係各省から、ご指導、ご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

1972. 7.

労働省婦人少年局長 高橋展子

1. 売春防止法とは

(1) 売春防止法制定までの経緯

戦後のわが国では、経済、社会の混乱による性道德の乱れと、米兵の駐留といった事態もあって、売春婦、ことに街娼が多数発生し、社会的な問題として注目されるようになった。

売春防止に関する民間のうごきは、明治以来あったが、昭和21年1月、日本キリスト教婦人矯風会、廓清会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会の4団体が、内務大臣に対し、「娼妓取締規則」の即時廃止と、残存制度の徹廃を請願した。

昭和21年1月、連合国総司令部は「日本における公娼制度の廃止に関する件」について覚書を発し、ついで昭和22年1月、「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令」（勅令第9号）が公布され、公娼制度は廃止された。

また昭和21年11月に、事務次官会議で決定した「私娼の取締ならびに発生防止保護対策」にもとづき昭和22年には、全国8府県に婦人保護施設が設置されるなど、保護更生対策が図られることとなった。

しかし、こうした対策にもかかわらず、特飲街は、つぎつぎと発生し、一般住宅地にも及び、その生活にも影響を及ぼすようになった。

特に基地周辺については、その影響が強く、昭和27年ころには、基地周辺の農家を宿とするいわゆるパンパン（特殊婦人）が増加し、日曜日には風紀が最悪となるため、日曜日に授業を行ない、月曜日をふりかえ休日とする小、中学校が現われたりした。

こうした状況については、雑誌などでもさかんにとりあげられ、また、住民、婦人団体、PTAなどの間で反対運動が活発に行なわれて、これが立法化運動へと発展していった。

昭和26年、講和条約発効後、勅令第9号は国内法化されたが、その前には、婦人団体等が公娼制度復活反対の組織的運動を展開したのである。この組織的運動は勅令の国内法化で目的を達した後も、再々編成を変え、約30団体を含むまでに拡大化されて「売春禁止法制定促進委員会」となり、立法化運動を重

点にすすめることとなった。

労働省では設立以来、婦人の地位向上の観点からこの問題を重視していたが、昭和23年には労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会の建議をもとに法務省に対し、立法についての要望書を提出した。さらに昭和27年には同審議会に売春問題に対する対策について諮問を行ない、その答申をうけて、売春の実態や、一般人の意識について、調査または情報収集などによる基礎的資料を作成し、広く関係方面へ提供するとともに、これにもとづく世論の喚起を行なった。

こうしたうごきに対応して、28年には衆参婦人議員が超党派で議員立法を行なうこととし、昭和28年第15国会、昭和29年第19国会、同年第21国会に議案を提出したが、審議未了、継続審議などで実現をみなかった。次いで昭和30年第22国会に法案を出したところには、ちょうど一連の人身売買事件などがおこり、一般の関心も高くなり、同法案は法務委員会で慎重に審議されたが、婦人の保護更生に対する措置に欠けるということで、否決された。

一方、政府は、昭和28年に「売春問題対策協議会」を設けて、総合的対策を検討していたが、昭和30年9月その答申をうけて、緊急に立法化の必要性をみとめ、「売春問題連絡協議会」を設置して法案の作成にあたった。さらに総理府に「売春対策審議会」を設けて同法案について諮問し、その答申にそって、昭和31年第24国会に提出、衆参両院とも満場一致で可決し、5月24日公布された。

同法は、昭和32年4月1日に総則および保護更正関係規定が発効し、翌年4月1日に、残る刑事処分規定が発効となり、全面施行された。

(2) 売春防止法〔昭31.5.24 法律118号〕

改正 昭33-法16、昭37-法140、法161

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子に対する補導

処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁示)

第3条 何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない。

(適用上の注意)

第4条 この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第2章 刑 事 処 分

(勧誘等)

第5条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

- 一 公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第6条 売春の周旋をした者は、2年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

2 売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

- 一 人を売春の相手方となるように勧誘すること。
- 二 売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。
- 三 広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(困惑等による売春)

第7条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、3年以下の懲役又は3年以下の懲役及び10万円以下の罰金に処する。

3 前2項の未遂罪は、罰する。

(対償の收受等)

第8条 前条第1項又は第2項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、5年以下の懲役及び20万円以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(前貸等)

第9条 売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第10条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第11条 情を知って、売春を行行場所を提供した者は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 売春を行行場所を提供することを業とした者は、7年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第12条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、10年以下の懲役及び30

万円以下の罰金に処する。

(資金等の提供)

第13条 情を知って、第11条第2項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、5年以下の懲役及び20万円以下の罰金に処する。

2 情を知って、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、7年以下の懲役及び30万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第9条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第15条 第6条、第7条第1項、第8条第2項、第9条、第10条又は第11条第1項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第7条第1項に係る同条第3項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第16条 第5条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡をするときは、刑法(明治40年法律第45号)第25条第2項ただし書の規定を適用しない。同法第54条第1項の規定により第5条の罪の刑によって懲役の言渡をするときも、同様とする。

第3章 補導処分

(補導処分)

第17条 第5条の罪を犯した満20歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

(補導処分の期間)

第18条 補導処分の期間は、6月とする。

(保護観察との関係)

第19条 第5条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第25条の2第1項の規定を適用しない。同法第54条第1項の規定により第5条の罪の刑によって処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡)

第20条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

(勾留状の効力)

第21条 補導処分に付する旨の判決の宣告があったときは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第343条から第345条までの規定を適用しない。

(収容)

第22条 補導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

2 収容状には、補導処分の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。

3 収容状は、検察官の指揮によって、検察事務官、警察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4 収容状については、刑事訴訟法第71条、第73条第1項及び第3項並びに第74条の規定を準用する。

5 収容状によって身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

6 検察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(補導処分の競合)

第23条 補導処分に付する旨の2以上の裁判が同時に又は時を異にして確定した場合において、2以上の確定裁判があることとなった日以後に一の補導処分について執行(執行以外の身体の拘束でその日数が補導処分の期間に算入されるものを含む。)が行なわれたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入する。

(在院者の環境調整)

第24条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号。以下「予防更生法」という。)第52条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第25条 地方更生保護委員会(以下「地方委員会」という。)は、補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができる。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを地方委員会に通告しなければならない。

3 第1項の仮退院については、予防更生法第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、同法第29条第2項中「前条」とあるのは、「売春防止法第25条第2項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

第26条 仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付する。

2 前項の保護観察については、予防更生法第2条、第34条から第37条まで及び第39条から第41条の2までの規定を準用する。この場合において、同法第34条第2項中「第31条第3項」とあるのは、「売春防止法第25条第3項において準用する第31条第3項」と、第41条第7項中「第45条第1項」とあるのは、「売春防止法第27条第2項において準用する第45条第1項」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消)

第27条 仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかったときは、地方委員会 は、仮退院の取消をすることができる。

2 前項の仮退院の取消については、予防更生法第44条第1項及び第2項並びに第45条第1項、第2項、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において、同法第45条第1項中「第41条第2項」とあるのは、「売春防止法

第26条第2項において準用する第41条第2項」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第45条第2項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。

5 再収容状には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再収容状については、第22条第3項から第5項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第3項に規定する者のほか、保護観察官もすることができる。

(審査請求)

第28条 前条第1項の規定による地方委員会の処分不服がある者は、中央更生保護審査会に対して審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、予防更生法第50条から第51条の2までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第51条の3の規定を準用する。この場合において、同法第50条第1項中「監獄又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第51条の2中「60日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

(予防更生法雑則の準用)

第29条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消及び処分の審査については、前4条に定めるもののほか、予防更生法第55条から第60条までの規定を準用する。

(仮退院の効果)

第30条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終ったものとする。

(更生保護)

第31条 更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)の適用については、婦人補導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終ったとされた者は、同法第1条第1号に掲げる者とみなし、補導処分による身体の拘

束、婦人補導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体の拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

(執行猶予期間の短縮)

第32条 婦人補導院から退院した者及び第30条の規定により補導処分の執行を受け終ったとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終ったとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第5条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第54条第1項の規定により第5条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第33条 刑の執行猶予の期間を経過し、その他刑の言渡がその効力を失ったとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失う。

第4章 保護更生

(婦人相談所)

第34条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

- 一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。
- 二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。
- 三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第35条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもっている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第36条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(民生委員等の協力)

第37条 民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童委員、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第38条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用(第5号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第39条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第40条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第38条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについてはそ

の10分の5同項第5号に掲げるものについてはその10分の8を負担するものとする。

2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第3条第2項の規定により支弁した費用の10分の5を補助するものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第38条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号に掲げるものについてはその10分5以内、同項第4号に掲げるものについてはその10分8以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により補助した金額の3分の2以内を補助することができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和32年4月1日から施行する。ただし、第2章及び附則第2項の規定は、昭和33年4月1日から施行する。

(婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止)

2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和22年勅令第9号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する勅令の違反行為の処罰については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(地方条例との関係)

4 地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手となる行為その他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、第2章の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

5 前項に規定する条例の規定が、第2章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなった場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

6. 7 (省略)

2. 沖縄における売春防止法施行まで

沖縄における売春行為については、「婦女に売淫させた者等の処罰に関する法律（1953年8月17日、立法第35号）」および高等弁務官布令第144号（1955年5月13日）により規制されていたところであるが、昭和45年6月8日、本土とほぼ同内容の「売春防止法」が立法院で可決成立し、同年7月10日、立法第93号をもって公布され、同日、法の目的、定義等、総則（第1章）の部分が施行された。次いで、47年1月1日には婦人相談所、婦人相談員および婦人保護施設の設置に関する規定（第4章）が施行された。

売春の勧誘、周旋、困惑等による売春、ならびに場所の提供等に関する刑事処分（第2章）および補導処分（第3章）等の規定については昭和47年7月1日に施行されることとなっていたが、5月15日の本土復帰にともない、本土の売春防止法が全面施行されることとなった。

3. 各省庁の売春対策業務について

売春婦の更生、転落防止に関する各省の業務は次のようなものである。

省庁名	主な売春関係業務	沖縄における担当機関名
総理府 （※付属機関） 売春対策審議会	○内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じて、売春対策に関する重要事項を調査審議する。	
法務省	○売春防止法違反事件に対する検察（売春防止法第5条違反者については、更生保護相談室において必要な措置を講ずる） ○売春防止法第5条違反容疑で送検された女子に対する相談および援助業務	那覇地方検察庁（風紀係検事） 那覇地方検察庁内更生保護相談室

省庁名	主な売春関係業務	沖縄における担当機関名
法務省	○刑務所、少年院、婦人補導院などの矯正施設に収容された女子の仮釈放に関する業務 ○保護観察に付された者の保護観察、矯正施設収容者のための環境調整、更生緊急保護 ○人権問題の見地から前借金による強制労働や暴力による身体の拘束などについて人権相談などを通じて監視、救済にあたる	（検察官、保護観察所職員、婦人相談員等が担当） 九州地方更生保護委員会那覇分室 那覇保護観察所保護司 那覇地方法務局（人権擁護課） 人権擁護委員
厚生省	○都道府県における総合的売春対策の推進 ○売春防止法の趣旨の啓蒙、要保護女子の更生保護および、売春関係業者の転廃業等の指導援助 ○都道府県内における婦人保護事業の中心的機関として、関係機関の連絡調整にあたる。 ○要保護女子の発見、相談、調査、判定、指導にあたる。 ○婦人更生資金貸付 ○要保護女子の性病予防法による検診と	沖縄県売春対策本部（47.8発足予定） 売春対策推進委員（47.7月末発足予定） 沖縄県婦人相談所 沖縄県婦人相談所婦人相談員 沖縄県厚生局社会課、婦人相談員 保健所

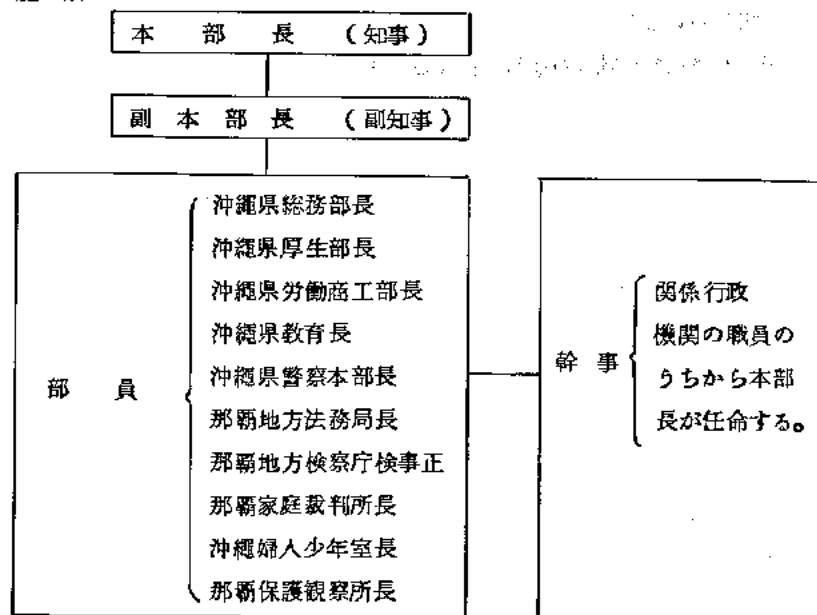
省 庁 名	主な売春関係業務	沖縄における 担当機関名
厚生省	治療 ○要保護女子を収容、保護し、自立更生をはかる。	(那覇、コザ、石川、名護、宮古、八重山) 婦人保護施設 「うるま婦人寮」
労働省	○婦人の地位向上の見地からの売春防止に関する啓発活動調査、関係機関との連絡調整等 ○婦人問題についての相談業務 ○求職者に対し、能力適性に応じた職業紹介、職業指導 ○内職希望者に対する内職相談とあっせん ○就職の促進をはかるための職業訓練 ○労働者の保護	沖縄婦人少年室 沖縄婦人少年室 婦人少年室婦人問題相談員、婦人少年室協助力員 各公共職業安定所 沖縄内職公共職業補導所 各職業訓練校 沖縄労働基準局 各労働基準監督署
警察庁	○売春防止法違反事件の取締り ○人事相談	沖縄県警察本部 各警察署 各警察署防犯少年係

4. 売春対策本部とは

地方公共団体の各機関および国の地方関係出先機関の連絡を強化するとともに、地方における売春防止に関する総合対策の樹立と売春防止活動の効果的推進のために各都道府県では、厚生省の勧奨により、売春対策本部を設置している。

沖縄県においては、8月初旬に発足する予定で準備中である。その組織は次のとおりである。

○組 織



○部 会

本部に次の部会を設ける。

1 婦人保護更生対策部会

- (1) 売春防止法の啓蒙宣伝活動に関すること。
- (2) 婦人相談所に関すること。

- (3) 婦人相談員の活動に関すること。
- (4) 婦人保護施設に関すること。
- (5) 職業あっ旋並びに職業補導に関すること。
- (6) 婦人の保護更生について行なり関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) その他婦人保護更生について必要な事項。

2 取締対策部会

- (1) 売春業者及び従業婦等の取締りに関すること。
- (2) その他売春関係事犯等の取締りに関すること。
- (3) 性病予防に関すること。

3 転業対策部会

- (1) 転廃業の相談及び指導に関すること。

5 こんな場合には

— 問題別相談の手びき —

相談業務を行なう場合には、まず、相談にきた人の気持をやわらげ、何んでも話せるふんいきをつくるように心がけることが大切である。

高圧的であったり、話をせきたてるような態度をとってはならない。

また、相談に來所したこと、さらにその相談の内容についても秘密を守るむねを相手に告げる。相手の話をよくきき、その訴えの中から問題点を適確には握し、その処理にあたっては関係機関との連絡を密にする必要がある。

〔 生活に困って、転落するおそれがある者、または、売春をやめたいが、生活の維持について不安がある者の場合 〕

職につくことのできる者には、適当な仕事をさがすことがまず必要である。

就職希望者に対しては、公共職業安定所が職業紹介を行なう。就職を有利にするため技術を身につけたい場合には、職業訓練校で職業訓練を受ける道がある。

内職を希望する者に対しては、内職公共職業補導所が、内職のあっせん、及び相談等にあたっている。

生活困窮のため、最低限度の生活を維持することのできない者の場合には、生活保護の適用、または世帯更生資金の貸付けの制度がある。寡婦の場合には、母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付けがある。

なお、要保護女子を対象として、婦人更生資金貸付の制度がある。

○ 内職公共職業補導所

内職に関する相談、内職あっせん、技術指導などのほか、内職就業条件向上のための業務を行なう。

○ 職業訓練校における訓練

訓練校名	科目	訓練別	訓練期間	定員
那覇専修 職業訓練校	事務科	養成訓練	6ヵ月	80人
		職業転換訓練	6ヵ月	
	縫製科	養成訓練	1年	20人
		職業転換訓練	6ヵ月	50人
コザ専修 職業訓練校	洋裁科	養成訓練	1年	25人
		職業転換訓練	6ヵ月	50人
	事務科	養成訓練	6ヵ月	100人
		職業転換訓練	6ヵ月	
	和文タイプ科	養成訓練	6ヵ月	120人
		職業転換訓練	6ヵ月	

○ 生活保護

生活保護法にもとづき、生活困窮者に対し最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として支給されるもので、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の7種類がある。

各福祉事務所が窓口になっており、地域にあって民生委員が保護申請や支給後の指導にあたっている。

民生委員は市町村において、区域ごとに置かれており、各市町村の民生担当課が所管している。

○ 世帯更生資金

低所得世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るために貸付ける資金で、次の各種貸付がある。

社会福祉協議会が貸付をするもので、民生委員を経由して申し込みをすることになっている。

貸付金の種類	貸付金額の限度	返済方法
更生資金 生業費	200,000円 (特別400,000円)	1年据置後 6年以内
支度費	25,000円	6ヵ月 "
技能習得費	月3,000円	技能習得後 6ヵ月据置 "
身体障害者更生資金 生業費	200,000円 (特別400,000円)	1年 " 8年 "
支度費	25,000円	6ヵ月 " "
技能習得費	月3,000円	技能習得後 1年据置 " "
生活資金 生活費	月7,500円	技能習得又は療養期間終了後 6ヵ月据置 5年 "
出産費	8,000円 (特別20,000円)	6ヵ月 " 3年 "
葬祭費	10,000円	" " " "
住宅資金 改修費	300,000円	" " 6年 "
転宅費	18,000円	" " 3年 "
修学資金 修学費	高校=月1,500円(特別3,000円) 国公立短大=月3,000円(特別6,000円) 私立短大=月4,000円(特別7,500円)	修学終了後 6ヵ月据置 8年 "
就学支度費	25,000円	" " " "
療養資金	100,000円 (特別150,000円)	最終貸付日から 6ヵ月据置 5年 "
災害援護資金	150,000円	1年据置 6年 "

○ 母子福祉資金

母子福祉法にもとづいて20才未満の児童を扶養する配偶者のない女子に支給されるもので、次の各種貸付がある。

各福祉事務所が窓口になっている。

貸付金の種類	貸付金額の限度	返済方法
事業開始資金	400,000円	1年据置 5年以内
事業継続資金	200,000円	6カ月 3年
修学資金	高校=月1,500円(特別3,000円) 大学・高专=月5,000円 (特別9,000円)	修学終了後 6カ月据置 20年
技能習得資金	月3,000円	習得終了後 6カ月据置 10年
修業資金	月3,000円	技能習得後 6カ月据置 5年
就職支度資金	25,000円	1年間据置 5年
療養資金	100,000円 (特別150,000円)	医療期間満了後 6カ月据置 5年
生活資金 技能習得期間	月7,500円	技能習得後 6カ月据置 10年
療養期間	月7,500円	医療期間満了後 6カ月据置 5年
住宅資金	300,000円	6カ月据置 6年
転宅資金	18,000円	6カ月据置 3年
就学支度資金	25,000円	修学終了後 6カ月据置 20年

○ 寡婦福祉資金

母子福祉法による母子福祉資金は児童が20才以上になると適用されなくなる世帯があるため、これらについても福祉対策が及ぶよう、昭和44年から発足したもので、対象は40才以上の寡婦で母子福祉資金をうけられない者である。

各福祉事務所が窓口となっている。

貸付金の種類	貸付金額の限度	返済方法
事業開始資金	400,000円	1年間据置 6年以内
事業継続資金	300,000円	6カ月 3年
技能習得資金	月3,000円	技能習得後 6カ月据置 10年
就職支度資金	25,000円	1年間据置 5年
住宅資金	300,000円	6カ月 6年
転宅資金	18,000円	6カ月 3年
療養資金	100,000円 (特別150,000円)	医療期間満了後 6カ月据置 5年
生活資金 技能習得期間	月7,500円	技能習得後 6カ月据置 10年
療養期間	月7,500円	医療期間満了後 6カ月据置 5年
結婚資金	結婚する子1人につき 50,000円	6カ月据置 5年
修学資金	高校=月1,500円(特別3,000円) 大学・高专=月5,000円 (特別9,000円)	修学終了後 6カ月据置 20年
就学支度資金	25,000円	修学終了後 6カ月据置 20年
修業資金	月3,000円	技能習得後 6カ月据置 5年

○ 婦人更生資金貸付

要保護女子に対して、資金の貸付を行なうことにより、その経済的自立を促進し、その転落防止と、保護更生を図ることを目的とする制度である。県の厚生部社会課が所管し、婦人相談員が要保護女子の自立指導計画をたて、貸付によって更生、転落防止がはかれると認められた場合にあっせんをする。県に設けられた運営委員会が交付を決定し、婦人相談員がアフターケアとして借入後の指導を行なう。

返済はきめられた期間のうちに能力に応じた方法で支払う。

貸付金の種類	貸付金額の限度	返済方法
生 業 資 金	400,000円	1年据置 6年以内
支 度 資 金	30,000円	6カ月据置 "
技 能 習 得 資 金	月 3,000円	" "
生 活 資 金	月 11,000円	" "
転 宅 資 金	18,000円	" "

○ 婦人相談員

売春防止法により、都道府県または市が設置し、婦人相談所あるいは福祉事務所に駐在して、要保護女子の発見、相談、指導を行ったり、必要に応じて生活保護法あるいは母子福祉法等による援護措置を講ずる。

〔前借金があるときは〕

売春婦の更生を図るうえで、前借金問題を解決しなければならない場合がある。前借金に関しては、民法および労働基準法との関連がある。

民法上は、売春することを前提とする前借の契約は無効であって、返済の必要はないと解釈されている。

また、労働基準法上は、前借金と貸金の相殺が禁止されているので、その違反があると思われるときは所轄の労働基準監督署に申告をすることができる。ただし申告ができるのは本人のみであるのでそのための同行や疑義照会など必要な援助をすることが必要である。

○ 民法との関連

民法第90条は、公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は無効とする旨を規定しており、社会の秩序または道徳観念に反する貸借契約や雇用契約は無効である。

また、一般に契約が無効となった場合でも、その契約に基づいて受領した金員は返済しなくてはならないのが原則であるが、売春させることの代償として金を貸すような不法な契約が原因となっている場合は、民法第708条により

貸主は返還請求することができない。したがって売春婦が売春業者のもとで売春をし売春の対価の中から返済するというのが条件となっていて、売春をする契約と金銭の貸借の契約が密接不可分の関係にあるような場合には、その契約はすべて無効であって、売春婦は、その業者のもとで働く義務もなく、また前借金を返還する義務もないと解釈されている。（昭和30.10.7最高裁判所第2小法廷判決）

しかし、前借金は、個々についてみると、種々の問題があり、法律的判断が困難な場合が多く、有効、無効については、最終的には、裁判所によって判断されるものであることに注意しなければならない。

○ 労働基準法による前借金相殺の禁止

労働基準法第17条は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と貸金を相殺してはならない旨定め、これに違反すれば使用者は処罰されることとされている。

〔中間搾取や不当な制裁などがあるときは〕

売春をやめることができないという場合には、前借金のためばかりでなく、違約金、貸金の不払いや支払方法の問題、制裁など、さまざまな事情が入りこんだり、また、労働基準法で禁止されている中間搾取にあたることも多い。こうした点について労働基準法に違反するような問題点があると思われる場合には、本人から労働基準監督署に申告することができるので、そのための適切な指導を行なう。

○ 労働基準法における規定

- 中間搾取の排除 — 法律に基いて許される場合以外に業として他人の就業に介入して利益を得ることを禁止している。（第6条）
- 賠償予定の禁止 — 労働契約の不履行について、違約金を定めたり、損害賠償を予定する契約を禁止している。（第16条）
- 貸金の支払は、「通貨で」、「直接労働者に」、「毎月1回以上」、「一定期日を定めて」支払われなければならないとしている。（第24条）
- 制裁 — 就業規則で減給の制裁を定める場合には、1回の減給額が、平均賃

金の1日分の半額をこえ、総額が一定賃金支払期の賃金総額の10分の1をこえてはならないとしている。(第91条)

「暴力団やヒモ、あるいは業者に脅かされて、売春をやめる」
「ことができないときには」

人を脅迫し、暴行を加えて売春をさせれば売春防止法第7条違反になり、さらに前借金の取立てにからんで暴力、脅迫、逮捕、監禁等の行為がなされた場合には、当然刑法にふれるものであり、警察署または検察庁に訴えることができる。また、このような被害を受けるおそれがある場合には警察に対して保護を求める方法がある。また人権擁護の観点から、法務局では、このような被害者について、相談をうけ、事情に応じた措置をとっている。

また、労働者である場合(たとえば旅館、料理店、飲食店、接客業、娯楽業などの事業に使用されている場合)には労働基準法により強制労働が禁止されており、このような事実があると認められる場合には、労働基準監督署へ申告するよう指導することができる。

○ 人権擁護機関

那覇地方法務局および各支局、出張所の担当者と各地域に配置された人権擁護委員が、売春の強制や人身拘束など人権の侵犯を監視しており、また、人権相談を行なって問題の発見につとめている。

これにより、人権侵犯がみとめられる場合には、調査を行ない、事案の軽重あるいは情状等に即して、検察庁への告発や、当事者への勧告、あるいは被害者への援助等適切な措置をとる。

○ 人権擁護委員配置状況

那覇地方法務局	22 名
・ コザ支局	24
・ 名護支局	18
・ 平良支局	10
・ 石垣支局	6

○ 労働基準法による強制労働の禁止

使用者は、暴行、脅迫、監禁その他の精神又は身体の不自由に不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない(第5条)とされており、これに違反した場合には処罰される。

「環境、交友関係、素行などの点から考えて売春に誘われ、」
「またはおちいるおそれがある場合には」

要保護女子の相談、指導のための機関として婦人相談所があるほか、各福祉事務所には婦人相談員があり、要保護女子の発見と相談にあたっている。

また、自立更生のための収容施設として婦人保護施設がある。

○ 婦人相談所

婦人の保護、更生の中心的機関として、関係機関との連絡調整にあたり、要保護女子に関する問題について専門的技術に基づいて相談、調査、判定、指導などを行ない、必要な場合には、婦人保護施設への収容を行なう。

要保護女子のうち、適当な宿所をもたない者、緊急な保護を要する者のために、一時保護施設(定員20名)が併設されており、衣食その他日常生活に必要なものが支給されるとともに、生活指導が行なわれている。

・要保護女子とは、現に売春を行なっている女子のみをいうのではなく、家出、浮浪等により、転落のおそれのある女子をも広く含むものである。

○ 婦人保護施設

要保護女子のうち、収容保護を適当とするものを収容して、更生のために必要な生活訓練、教養指導、職業訓練、授産、就職の助成等を行ないながら自立更生をうながす。入所決定は婦人相談所長が行なう。

沖縄では、西原村にうるま婦人寮が設置されている。(妊婦部屋、職業指導場、作業場の設備あり)この施設以外には県外の施設で、現在利用率の低いところも各県の協力により借りる予定であり、施設終了者の就職について施設周辺の企業の協力が得られる場合には、厚生省において移送に要する経費を負担する。

〔売春をしていた者で、本人に正業につく意思がなく、売春をやめても、再び転落するおそれがある者の場合には〕

売春防止法違反で検挙された場合には、司法上の措置がとられるので、それをふまえて相談、指導にあたらなければならない。

検挙された女子の保護更生については、婦人相談所の専門的処理、婦人保護施設への収容、更生保護相談室の諸措置がある。

また、補導処分に付された者を収容する施設として婦人補導院が保護観察に付された者を対象として保護観察所、保護司がある。なお、性病の検診、治療が必要なものに対しては、保健所および厚生省の承認を受けた代用性病々院、代用性病診療所が無料で検診をし、治療についても経済的事由により公費負担となる場合がある。

(沖縄においては、47年7月現在、承認を受けた病院はなく保健所のみである)

- 婦人相談所 } 前掲
- 婦人保護施設 }
- 更生保護相談室

売春防止法第5条で送検された女子の調査、身上相談を行ない、これらの女子の更生保護と事件処理の調和をはかる。

その保護更生措置としては、帰住指導(保護者へ引き渡し—旅費支給)、入所指導(婦人相談所あるいは婦人保護施設)、助言指導(定期的来室による相談)、社会資源の活用(生活、医療、教育扶助、生活指導、就職あっせん等について関係機関に依頼)、入院措置(性病治療等のあっせん)などがある。

○ 婦人補導院

売春防止法第5条の罪を犯した女子で補導処分に付された者を収容し、更生のために必要な生活指導、職業指導を行なうとともに、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行なう。

全国に3カ所あり、沖縄の場合は、福岡の施設を利用することになる。

(定員82名)

〔売春婦の保護更生、一般婦人の転落防止全般に関する相談、あるいは、窓口がわからない場合には〕

婦人相談所、警察のほか、婦人少年室、売春対策推進委員、婦人相談員などが相談をうけている。

- 婦人相談所 前掲
- 婦人少年室

婦人の人権尊重、地位向上の見地から、婦人の転落防止、保護更生について相談に応じている。相談を受けたケースに対しては、他の関係機関と密接な連絡をとりながら、問題の解決をはかる。

この相談業務については、婦人少年室職員のほか、婦人少年室に駐在して婦人問題相談業務を援助する目的で配置された婦人少年室婦人問題相談員ならびに、民間にあって婦人少年行政に協力する目的で配置された婦人少年室協助員があたっている。

沖縄婦人少年室協助員配置状況

地 区	協 助 員 数
那覇労働基準監督署管内	12名
コザ	10名
名護	4名
宮古	2名
八重山	2名
計	30名

○ 売春対策推進委員

売春防止法の趣旨の啓発につとめるとともに、婦人の保護更生と、売春関係業者の健全な生業への転換の相談に応ずる。

県知事より委嘱されたもので任期は2年。

(47年7月末発令の予定)

6. 更生の事例

実際の相談業務にあたつては、必ずしも、画一的な解決の道をたどるとはいいいがたい。何よりも、相談にあたる者が相手を見放さず、更生させる意欲をもつて適切な措置をとることが必要である。

そうした事例として、本土において売春防止法成立の前後にかけて、婦人保護施設を通じて取扱つたケースの中から引用したい。

たゞし、今日の沖縄とは社会的背景も全く異なっているばかりでなく、当時は保護更生のための体制も整つておらず、この例をもつて、そのまま参考にはできないであろう。しかし、売春をとりまく諸状況にぶつかり解決の道を見出した事例として、示唆を与えるところも少なくないと思われるので、あえて紹介する。

(事例は 昭31.11 厚生省社会局生活課編、「婦人保護の手引」より引用)

ケースA

- 氏名 M子
- 昭和10年生れ。

中学校卒業後、姉にならつて家を出、料亭に女中として入れてもらった。

派手好みで女中であるのに着物代として自ら前借をした。しかし、4カ月の間に2万円の前借が6万円になつていたので、ばかばかしくなつて売春専門の別の店へくらがえをした。収入は四分・六分の約束で、毎日自分のほたらきをノートに書きこみ1ヵ月ごとに主人の帳簿とつけ合わせていたが、いくら働いても借金と相殺になるだけでなく、18万円にまでなつていたのでばかばかしくなり、交番に相談に行つた。そこで婦人少年室を紹介されて、訪問した。婦人少年室でも、本人は、友人が働いているバーの方が、もつと金になるので、そこで働いて月賦で借金を返したいとのべるので、婦人少年室では「金にさえなれば何をしてもよいという考えでは、相談にはのれない」としてつづばね、一たん帰した。

2週間ほどして、再び婦人少年室を訪れ、「もう売春はしない。堅気にな

つて働きたい」として保護を求めた。

姉からも妹の保護方の依頼があつたので保護施設へまわし、そこへ収容して業者の出方を見守ることとなつた。

施設に入れて1週間くらい後、婦人少年室は、業者が姉の方に本人が逃げていつてないかと捜さくを始めたという情報を得たので警視庁に連絡し、調査方を依頼した。風紀係が施設に来て、本人のノートをもとに供述をとり、調査にのり出した。業者の摘発まで1ヵ月を要した。その間、本人には姉の姓を名乗らせ、外出をさせずに身を守つた。本人の借金も、身のまわりのものやふだん着は貰い、座敷着等は棒引にしようよう地検で話しあいをつけてもらった。

姉は、その頃、工場へ働きに出ており、本人もそうしたところで働きたい意向であつたので、姉夫婦のもとにひきとられていった。

ケースB

- 氏名 T子
- 昭和8年生。母の不貞で生まれ、その後両親が離婚したため、どこでも引取り手がなく、中卒後、美容師見習い、女中、縫製工などをしていたが、縫製工場が解散となり同僚に誘われて特飲街に入つた。

2年間働いて、嫁入支度をして家に帰つた。保母になろうと、教会の幼稚園の仕事を手伝おうとしたが、まえに特飲街にいたことを知つた幼稚園の主任の態度が変であつたことに悩み、ひがんで再びもとの店にもどつてしまった。特飲街にいることは姉だけが知つていたが、この姉が養子をむかえることになり、部落のしきたりである大ふるまいをしたいために、妹に金を無心してきた。

本人はおかみに相談したところ5万円を貸してくれた。この姉から話をきいた神学校のF氏はT子のことを心配し、友人とともにT子にその道から脱すべきことを説いた。

T子もその熱意に動かされたが更生しようとするにも借金のことがあり、F氏が、保護施設に相談し、業者と話しあうが、本人は、業者は親切に貸し

てくれたので、借金は払わなければ、という態度である。

その頃、T子を妾にしようと、かねてから貢いでいた客の40男が、姉を通じて、足を洗うための資金7万円を送ってきた。それで借金を払い、足を洗って荷物をまとめ施設にやつてきた。その返済は姉から直接支払ってもらったこととした。「施設に入ってから、性病をなおし、内職をはじめた。

正月に姉が手紙で、例の40男が上京する、として日時を知らせてきた。本人は気軽に会いにゆくと話していたのを説得してひきとめたが、その効あつて、その後男からの連絡はなくなつた。

病気が治つてから、近所の印刷工場に通わせるが、男子工員の卑しい言葉に刺激されるとの申立てで、1ヵ月でやめさせた。

そのころ、性病が再発していたため動揺し、無断で業者とつながりのある医者のところへ行つたが治療費が足りなくなり、もとの店に借りに行き、そこでとても親切にされ帰つてきた。その話をきき、翌日施設長がつきそい、返すためのお金をもつて治療にゆくと、もとのおかみがはげしくののしつた。これで本人にも、昨日の親切は、もう一度よびもどすためであるということがやつとわかつたようである。

ゆつくり病気を治してから職をみつけ就職した。しかし、そこも売防法の成立で、施設の名が新聞等に出たために、社長が本人の前身を疑つて白い眼でみるといつて勤めをいやがり出し、お盆にふと仕事を休み、郷里に行つてしまった。しかし、家は不和でとても落ち着くところではなくちようど、その頃あつた結婚話にふみきる決意をかためて施設に帰つてきた。

家事手伝の仕事を新たにみつけ、今度は意欲も十分で、結婚のための準備にはげんでいる。

となつた。その上姉が妊娠したため居づらくなつたところ義兄に強要されて関係を結び妊娠、死産してしまつた。いたたまれず、特飲街に逃げ、働いていたが、義兄に見つかり連れ戻された。今度は姉とのいさかいの生活となり、そのあげく自殺をはかつたが未遂に終つた。

その後、行き先を告げず、再び特飲街に入り売春をするようになった。

3ヵ月くらい後、同僚にすすめられ店を移つたが、実はその同僚に売り飛ばされたものであることがわかり、これを機会に何とか足を洗いたいと思い、以前同僚からきいた話をたよりに、店を逃げだして上京し、施設をたずねてきた。

施設では、とりあえず業者に転出証明を送つてもらうよう依頼したが、業者は前借金とひきかえてないと応じないというので、警察に間に入つてもらい、借金の有無とは別に転出証明は送つてもらうことに成功した。その後、前借金については話しあいたいと一度言つてきたきりで、何の連絡もなくなつた。

施設では、まず性病を治療しながら内職に従事した。その後、以前同じ寮にいた女性の夫から、施設に、友人のお嫁さん探しの依頼があり、経歴等承知のうえN子を紹介したところ、話がまとまつた。1年後、施設長が間に入つて結婚式をあげその後家庭の建設にはげんでいる。

ケースC

○ 氏名 N子

○ 昭和7年生。 幼少のころは何不自由なく育つたが、戦争により、父母が死亡したため結婚した姉をたよつて上京し、一しよに露店商などをしていた。そのうち、姉の夫が復員してきたが戦傷のため働けず、生活保護を受けるこ

付1) 主な関係法律

売春防止法

刑法(204条傷害、208条暴行
220条逮捕監禁、222条脅迫)

刑事訴訟法

犯罪者予防更生法

更生緊急保護法

労働基準法

職業安定法

職業訓練法

雇用安定法

生活保護法

児童福祉法

母子福祉法

性病予防法

優生保護法

付2)

関係機関等所在地一らん

機 関 等	名 称	住 所	電 話
婦人少年室	沖縄婦人少年室	那覇市久米2-30-1	(0988) 68-4380
人権擁護機関	那覇地方法務局	那覇市久茂地1丁目3-8	(0988) 33-2312
	# コザ支局	コザ市字上地1055	(09893) 7-3278
	# 名護 #	名護市字名護288	(09805) 2-2729
	# 平良 #	平良市西里345	2639
	# 石垣 #	石垣市登野城55	2004
婦人相談所	沖縄婦人相談所	那覇市寄宮306	(0988) 54-1172
婦人保護施設	うるま婦人寮	西原村兼久古川原91-2	(098995) 3151
更生保護機関	那覇検察庁 更生保護相談室	宜野湾市字志真志 那覇検察庁宜野湾分室内	(09889) 7-6250
婦人補導院	福岡婦人補導院	福岡市大字松崎390	(092) 67-1164
公共職業安定所	那覇 公共職業安定所	那覇市旭町8	(0988) 33-1627 33-1726 33-2415 34-1311 (098995) 2100
	与那原出張所	与那原町与那原188-1	(098992) 2100
	糸満 #	糸満市糸満1942	(0988) 77-5009 (09893) 7-3544 7-2268 7-3719
	コザ 公共職業安定所	コザ市胡屋37	(098964) 2003
	石川出張所	石川市字石川410	(098972) 3222
	具志川出張所	具志川市字平良川193	(098976) 2400
	嘉手納 #	嘉手納村字嘉手納312	

機 関 等	名 称	住 所	電 話
公共 職業安定所	普天間出張所	宜野湾市普天間532	(09889) 8-3454
	名護 公共職業安定所	名護市字名護288	(09805) 2-4248 2-2810
	渡久地出張所	本部町字東5	(098057) 2406
	宮古 公共職業安定所	平良市下里851	4553 3329
内職公共 職業補導所	八重山 #	石垣市美崎町1	2327 3420
	沖縄内職公共職 業補導所	コザ市諸見里1389	(09893) 8-1536
	那覇 専修職業訓練校	那覇市西3丁目10番地20	(0988) 68-5665
	コザ #	コザ市諸見里1389	(09893) 7-3367
労働基準局	沖縄労働基準局	那覇市久米2-30-1	(0988) 68-4303
労働基準監督署	那覇 労働基準監督署	那覇市西1丁目24-2	(0988) 68-3341
福 祉 事 務 所	コザ #	コザ市諸見里1123	(09893) 7-3746
	名護 #	名護市字名護294	(09805) 2-2691
	宮古 #	平良市字下里583	2303
	八重山 #	石垣市登野城1	2344
	沖縄県 南部福祉事務所	那覇市与儀585	(0988) 32-2848 55-7104
	中部 #	コザ市上地272	(09893) 7-3518 7-8841
	北部 #	名護市名護465-2	(09805) 2579
	宮古 #	平良市西里188	2550 ~4
	八重山 #	石垣市美崎町1-6	2330
	那覇市 #	那覇市泉崎1丁目1-1	(0988) 33-0111

機 関 等	名 称	住 所	電 話
社会福祉協議会	コザ市福祉事務所	コザ市上地234	(09893) 7-3611
	名護市 #	名護市名護1188	(09805) 2-2819
	沖縄県 社会福祉協議会	那覇市旭町35 社会福祉センター内	(0988) 33-3839